

地方分権時代にふさわしい「議会力」向上のため、総合的な議会改革を推進



問い合わせ先 堺市議会事務局調査法制課
 ☎ 072-228-7813 ■ <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/index.html>

- 市議会改革の推進組織である「議会力向上会議」の議論を経て、地方分権時代にふさわしい議会の在り方に関する条例を制定し、積極的な議会改革を実行
- 市議会に対する市民の参画促進など、市民に身近で開かれた先進議会に改革



↑議会報告会の様子 ▶議会傍聴席・車いすスペース →議会傍聴席・親子室

議会改革の主要な内容

- 情報公開**
 - 本会議・委員会の議事録・動画・資料の公開 ●積極的な広報(CMSを用いた議会ホームページのリアルタイム更新)
 - 議案に対する賛否の公表(予算・決算などの重要議案に係る会派などの賛否を公表)
- 住民参加**
 - 議会報告会の開催(住民との直接の意見交換により、議会と住民の双方向コミュニケーションを向上)
 - 傍聴しやすい環境整備(議会傍聴席への車いすスペース・親子室の設置、大型スクリーン(150インチ×2台)の設置、本会議・委員会のインターネット生中継・録画中継)
- 議会の機能強化**
 - 議会基本条例の制定 ●議会改革推進組織の設置 ●議会事務局の機能強化
 - 本会議における一問一答制の導入(一括質疑方式より細かい質疑が可能) ●委員会における委員間討議の実施
 - 議決案件の拡大(市政への監視機能を向上。議決案件は、基本構想・基本計画の制定・改廃、姉妹都市・友好都市、市民憲章、民間企業などとの協定など)

取組の背景 地方分権時代を迎え、市民に開かれた市議会への変革が課題に

- 堺市は、中世に世界的にも先駆的な自治都市を形成したという住民自治の発祥を誇りとしている。その系譜を継承し、昭和58年3月、全国初の政治倫理条例を堺市議会にて制定・施行した。
- 地方分権時代を迎え、地方公共団体の役割と責任が拡大し、住民の行政需要が増大する中、堺市議会についても、議会の意思決定プロセスの透明化や、市民の議会参加の促進を通じて市民に開かれた市議会に変革していくとともに、市民に選ばれた市議会議員同士の議論を活性化し、市民の多様な意見を市政に適切に反映していくことが求められていた。

取組の概要 議会機能の強化に向けた条例を制定し、積極的な議会改革を実行

- 堺市議会では、議会機能の強化及び活性化を図るため、平成23年6月、「議会力向上会議」(各会派から人選された議員13人で構成)を設置して精力的な協議を行い、平成25年3月、「堺市議会基本条例」を全会一致で可決・制定した(平成25年4月施行)。
- 全33条からなる条例は、「情報公開」・「住民参加」・「議会の機能強化」という議会改革メニューを備え、条例に基づき、市議会のインターネット中継、市民に対する議会報告会の開催、議会の傍聴席の改善、本会議における一問一答制の導入などの新たな取組を実行している。

取組の成果 市議会に対する市民の参画促進などを活性化

- こうした一連の改革を通じて、市議会での合意形成に向けた活発な議論が尽くされ、例えば、市議会のインターネット中継へのアクセス数が大きく増加するなど、市議会に対する市民の参画が着実に進んでいる。また、市議会改革に係る他都市からの議員視察件数・人数も増加している。
(本会議インターネット録画中継のアクセス数 平成25年度：24,076件 → 平成26年度：61,554件)
(他都市からの議員視察件数・人数 平成25年度：9件・82人 → 平成26年度：16件・163人)
- 本取組は、早稲田大学マニフェスト研究所の「議会改革度調査2013・2014」で政令指定都市中の全国第1位となるなど高い評価を獲得している(全体では、全国第3位(2013年)・第8位(2014年))。

地方分権改革との関連

- 地方分権改革の推進により、地方公共団体の権限が拡大する中で、地方公共団体の意思決定・執行が適切なものであるかをチェックするため、地方議会が果たすべき役割が大きくなっている。
- 堺市議会は、地方分権時代にふさわしい議会として、情報公開・住民参加・議会機能強化を内容とする独自の条例を制定し、住民に開かれた議会改革を推進し、議会の活性化や市民の分権意識の高まりが図られている。

コラム 町民の政策サポーターにより、政策立案能力を向上 飯綱町(長野県)

- 飯綱町議会では、平成17年10月の合併により議員定数が36人から18人に半減され、また、議員の高齢化の影響により、全50集落のうち、議員のいない集落が8割となり、地域住民の要望などが町議会や町の行政に届きにくくなっていた。
- 地方分権が進み、地方の自立が求められる議会として政策立案能力の向上が急務となったことから、町民に開かれ、町民目線での政策づくりを進めるため、平成22年1月、町民を政策サポーターに指名し、地域の課題発見と政策提言を求める「政策サポーター制度」を新設した。
- 平成27年度までに、町民の政策サポーター43人(女性18人、男性25人)が、平日夜間に開催される研究会に参加し、保育料の時間外保育の一部無料化や町による集落支援プログラムの策定・議会への報告の義務付けなど、独自の政策提言を行い、町の政策に反映された。また、政策サポーターから議員になった者もあり、議員の担い手確保に貢献している。



政策サポーターが参加した研究会の様子

【問い合わせ先】長野県飯綱町議会事務局 ☎ 026-253-4761